

国分中央高等学校同窓会（精華会）会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は国分中央高等学校同窓会(精華会)と称する。

第 2 条 本会は事務局を鹿児島県霧島市国分中央 1 丁目 1 0 番 1 号 国分中央高等学校内に置く。

第 3 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 会 員

第 4 条 本会員を次の 2 種とする。

正会員

- (1) 精華学校及び精華商業・国分商業・国分農業・国分実業（定時制）・国分中央高等学校（以下、母校という）の各卒業生。
- (2) 母校に在籍歴が有り入会を希望する者。

特別会員

母校に在籍する現職員と旧職員とする。

第 5 条 正会員は入会の際、入会金 3,000 円を納入するものとする。

なお、特別会員から入会金は徴収しない。

第 6 条 納入した入会金は、いかなる理由があっても返金しない。

第 7 条 会員は氏名・住所・連絡先・その他に変更があった場合、速やかに事務局に連絡すること。

第 3 章 事 業

第 8 条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業。
- (2) 母校の発展に寄与する事業。
- (3) 会報、会員名簿の発行を行う。
- (4) その他本会の目標達成に必要な事業。

第 4 章 役 員

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|----------|--------|
| 1 | (1) 会長 | 1 名 |
| | (2) 副会長 | 若干名 |
| | (3) 常任理事 | 10 名以内 |
| | (4) 事務局長 | 1 名 |
| | (5) 会計 | 1 名 |
| | (6) 書記 | 1 名 |
| | (7) 監事 | 2 名 |
| | (8) 理事 | 卒学年理事 |

2 本会に名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

第 10 条 役員の実選は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・常任理事・監事は役員会で推挙し総会において選任する。

- (2) 理事は卒業年度毎にそれぞれ若干名を委嘱する。
- (3) 名誉会長・顧問・相談役は役員会の推挙により会長が任命する。
- (4) 母校の校長・教頭は顧問に推挙する。
- (5) 事務局長は事務長を充て、会計は事務職員を充てる。
- (6) 書記は校長の推挙を受けた特別会員の中から会長が任命する。

第 11 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、各会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時には職務を代行する。
- (3) 常任理事は、役員会を構成し会務を掌理する。
- (4) 理事は事務局と緊密に連絡し卒学年会員を掌理する。
- (5) 名誉会長・顧問・相談役は役員会に出席して意見を述べるができる。
- (6) 監事は本会の会計監査にあたる。監事は役員会、および理事会に出席し意見を述べるができる。
- (7) 事務局長・会計・書記は、本会の事務にあたる。

第 12 条 役員の仕事は 2 年とし再任を妨げない。

- 2 欠員補充または増員による役員の仕事は現任者の残任期間とする。
- 3 副会長・常任理事は、70 歳に達した年度末日を以って定年とする。
- 4 役員は任期満了後も後任が選任されるまではその職務を継続する。

第 5 章 会 議

第 13 条 本会における会議は、総会・理事会・役員会とする。

- (1) 総会は正会員・特別会員を以って構成し、毎年 1 回開催する。なお、必要に応じて会長が召集することができる。
- (2) 理事会は会長・副会長・常任理事・事務局長・会計・書記・理事を以って構成する。
理事会は会長が必要に応じて召集し、総会に代わる議決機関となる。
- (3) 役員会は会長・副会長・常任理事・事務局長・会計・書記を以って構成する。
役員会は毎年 3 回開催し、必要に応じて会長が召集することができる。

第 14 条 会議の議決は、出席者の過半数を以って決し、可否同数の時は議長が決する。

- 2 会議の議事については議事録を作成しなければならない。

第 6 章 会 計

第 15 条 本会の会計は入会金、寄付金及び雑収入を以って充てる。

第 16 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 17 条 収支決算は監事の監査を経た後、役員会の審議を経て総会で承認する。

第 7 章 支 部

第 18 条 本会に支部を置くことができる。支部には支部長 1 名、副支部長 2 名を置き、支部長が必要に応じて支部会を開催する。

第 8 章 補 則

第 19 条 会長は本会の発展に著しく寄与した者を表彰することができる。

第20条 会則の改正・改編・追加等は総会の承認を得なければならない。

第9章 附則

- 1 本会則は昭和23年4月1日から施行する。
- 2 本会則は昭和52年10月8日から施行する。(一部改正)
- 3 本会則は昭和54年10月27日から施行する。(一部改正)
- 4 本会則は昭和55年11月8日から施行する。(一部改正)
- 5 本会則は昭和56年11月14日から施行する。(一部改正)
- 6 本会則は昭和63年8月20日から施行する。(一部改正)
- 7 本会則は平成5年8月21日から施行する。(一部改正)
- 8 本会則は平成10年8月18日から施行する。(一部改正)
- 9 本会則は平成14年8月18日から施行する。(一部改正)
- 10 本会則は平成16年8月21日から施行する。(一部改正)
- 11 本会則は令和5年8月12日から施行する。
ただし、第5条は令和6年4月1日から施行する。(改正、改編、追加)